（核物質防護規定）

第九十一条　［略］

一～四　［略］

五　防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六～十六　［略］

十七　妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第八十六条第二項第二十九号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十八～二十　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第四　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

（記録）

第三条　［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　第十七条に規定する防護措置の記録 イ　［略］ ロ　第十七条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名 ハ～リ　［略］		
十二・十三　［略］		

2～7　［略］

（防護措置）

第十七条　［略］

2　［略］

一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二～四　［略］

五　［略］

イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ・ハ　［略］

改正前

（記録）

第三条　［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　第十七条に規定する防護措置の記録 イ　［略］ ロ　第十七条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名 ハ～リ　［略］		
十二・十三　［略］		

2～7　［略］

（防護措置）

第十七条　［略］

2　［略］

一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画すること。

二～四　［略］

五　［略］

イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ・ハ　［略］